

ニューノーマル処方箋(第41回)

生成AIで作った文章・画像は、著作権法に違反していないのか？

2024.03.28



<目次>

- ・生成AIで作った画像は、ビジネスに使う大丈夫？
- ・他者の著作物を利用するには、著作権者の許諾が必要
- ・既存の著作物を侵害しない限り、人間が描いた絵も、AIが描いた絵も同じ
- ・AIの生成物が「著作物」として扱われる条件とは

生成AIで作った画像は、ビジネスに使う大丈夫？

文章や画像を自動で生成する「生成AI(Generative AI)」が、続々と登場しています。文章生成AIとしては「ChatGPT」、画像生成AIとしては「Stable Diffusion」などが有名ですが、この他にも多くの生成AIが存在しており、ビジネスシーンにおいて使用を検討している企業も多いでしょう。

その一方で、「本当にビジネスシーンで生成AIを使用して良いのか？」と、ためらっている企業も多いかもしれません。

生成AIは、さまざまなデータを学習したAIにユーザー側が「プロンプト」と呼ばれる指示を送ることで、そのプロンプトに従った文章や画像を生成します。そのため、生成AIで作成した文章や画像を自社のパンフレットやホームページのイメージ写真として掲出しようとする際に、「AIが生成した画像を使って、法的に問題はないのか？」「学習したデータで作成した画像をビジネスに使うと、著作権法に違反しないのか？」と、使用に二の足を踏むケースは十分に考えられます。

こうした疑問を解決するため文化庁は2023年6月に、AIと著作権法の間を解説した「AIと著作権」を公開しました。この資料によれば、AIで生成したものが著作権違反になるケースもあれば、自社が生成した「著作物」として認められるケースもあるといいます。

他者の著作物を利用するには、著作権者の許諾が必要

同資料はまず、日本の著作権法では「著作物」や「著作権」がどのように定義されているかを解説しています。

同法では著作物について「自分の考えや気持ちを、創作的に表現したもの」であり、文芸や学術、美術や音楽の範囲に属するものと定められています。著作物の創作者(著作者)は著作物を創作した時点で、何の手続きを取らなくても自動的に「著作権」が与えられ、著作権を有する「著作権者」として扱われます。

企業など他者が著作物を利用する場合、その著作権者に許諾を得る必要があります。例えば著作物を出版する際には、著作権者から出版社への利用許諾として、出版契約を締結します。ネット上に著作物をアップロードする際も、著作権者から公衆送信の許諾を得ることが求められます。

もし著作権者の許諾を得ず、かつ権利制限規定(引用など、著作物が自由に使える例外的なケース)にも該当しない他者の著作物、もしくは類似・依拠した著作物を利用した場合は著作権侵害と見なされ、刑事罰の対象となります(10年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金)。加えて、著作権者が著作権侵害者に対し、侵害行為の停止・予防措置の請求や、侵害により被った損害の賠償請求ができるようになります。

ただし、単なるデータや事実、ありふれた表現、作風や画風などのアイデアは、著作権法による保護の対象には含まれません。

著作権侵害に対する民事・刑事の制裁



- 著作権侵害に対しては、著作権者は、**侵害行為の停止・予防措置の請求**※や、**侵害により被った損害の賠償請求**等が可能です。

※投稿者に対して削除を直接要請すること、配信停止を求める訴訟を裁判所に提起すること等

- また、著作権侵害行為は、**刑事罰の対象**※ともなります。

※10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はその併科(法人は3億円以下の罰金)
ただし、著作権侵害罪は、原則として権利者による告訴が必要な「親告罪」とされています。

(侵害者の故意・過失を問わず)

差止請求
(侵害行為の停止・予防措置の請求)

侵害者に故意又は過失がある場合

損害賠償請求

侵害者に故意がある場合

刑事罰

文化庁の資料「AIと著作権」22ページより引用

22

既存の著作物を侵害しない限り、人間が描いた絵も、AIが描いた絵も同じ… 続きを読む